

中・北空知廃棄物処理広域連合告示第4号

(入札の公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、地域限定型一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

令和5年3月20日

中・北空知廃棄物処理広域連合長 前田康吉

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 中・北空知エネクリーンごみ質調査委託業務
- (2) 業務の場所 歌志内市宇東光
- (3) 業務の期間 令和5年4月契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務の概要 別途閲覧に供する設計図書等による。
- (5) 委託業務の予定価格 ~~事前公表~~ (円)・事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 中・北空知廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）を構成する市町が作成する入札に参加する資格を有する者の名簿において、いずれかの市町の名簿に登載されている者のうち、計量証明又は発注業務と同種と認められる業務等種目に登載されている者であって、かつ、当該資格審査申請における付票に記載された、本店又は支店若しくは主たる営業所等を広域連合を構成する市町のいずれかに有していること。
- (2) 入札公告日から入札執行日までの間に、広域連合を構成する市町において指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (3) 計量法に基づく環境計量証明事業所（熱量）として、都道府県知事の登録を受けていること。
- (4) 過去5年間に、当該発注する業務と同種又は類似するものと認められる業務を受託した実績があること。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札参加申請書等の提出に関する事項

- 入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加申請書に関係書類を添付して提出すること。
- (1) 提出期間 令和5年3月20日（月）から令和5年3月24日（金）まで
(日曜日、土曜日及び祝日等を除く。) 毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 中・北空知エネクリーン広域連合事務局（歌志内市字東光30番地17）
- (3) 提出方法 (2)の場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) その他 ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ 提出された申請書等は、返却しない。
ウ 提出された申請書等は、無断で他に使用しない。

4 仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）の閲覧に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができるものとし、その費用については、自己負担とする。
- ア 閲覧期間 令和5年3月20日（月）から令和5年3月23日（木）まで
(日曜日、土曜日及び祝日等を除く。) 午前9時から午後5時まで
- イ 閲覧場所 中・北空知エネクリーン広域連合事務局（歌志内市字東光30番地17）
- (2) 設計図書等に関する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
- ア 提出期限 令和5年3月22日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日等を除く、
午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 中・北空知エネクリーン広域連合事務局（歌志内市字東光30番地17）
- ウ 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) (2)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するものとする。
- ア 閲覧日時 令和5年3月23日（木）
(日曜日、土曜日及び祝日等を除く。) 午前9時から午後5時まで
- イ 閲覧場所 中・北空知エネクリーン広域連合事務局（歌志内市字東光30番地17）

5 入札手続等に関する事項

- (1) 入札の日時 令和5年3月27日（月）午前10時00分
- (2) 入札の場所 中・北空知エネクリーン（歌志内市字東光30番地17）2階研修室
- (3) 入札方法
- ア 入札の回数は原則として3回までとする。ただし、工事等に係る予定価格を事前公表している場合は、入札回数を1回までとし、入札書の提出時に積算内訳書を提出すること。
イ 入札参加資格者の数が1者のときは、入札を執行しないものとする。
- ウ 郵便、電報、ファクシミリ等による入札は認めないものとする。
- (4) 入札書記載金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 最低制限価格の設定の有無

ア 設定しない。

イ 設定する。

(6) 低入札価格調査基準の設定の有無

ア 設定しない。

イ 設定する。

(7) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

6 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなった者による入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札

(3) 広域連合長が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札

(4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 10 に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付方法等は、滝川市規則の準用に関する規則（平成 22 年中・北空知廃棄物処理広域連合規則第 5 号）により準用する滝川市財務規則（昭和 55 年滝川市規則第 34 号）第 132 条、第 132 条の 2 及び第 133 条の定めるところによる。

(3) 次に掲げる場合においては、入札保証金の納付を免除する。

ア 広域連合を被保険者とする入札保証保険証券を提出したとき。

イ 過去 2 年間（令和 3 年 4 月 1 日以降）に、国（公団等を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結した実績が確認できる書類を提出し、これらの契約がすべて誠実に履行され、かつ、当該契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

8 落札者の決定及び入札参加資格の確認に関する事項

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定

価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者とし落札決定を保留とした上で、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。入札参加資格がない場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

~~ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者の、入札参加資格の有無を確認するものとする。~~

- (2) 入札参加資格の確認の結果、不適格と認めたときは、その理由を記載した文書により落札候補者に通知するものとする。
- (3) (2)による通知を受けた者は、その理由の説明について、次のとおり、書面（様式は自由）により広域連合長に対して求めることができる。
- ア 提出期限 令和5年3月30日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日等を除く、
午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 中・北空知エネクリーン広域連合事務局（歌志内市字東光30番地17）
- ウ 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 不適格理由の説明を求められたときは、(3)のアに規定する提出期限から起算して3日以内（日曜日、土曜日及び祝日等を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 契約書作成の要否等に関する事項

- (1) 契約書の作成をする。
- (2) 契約保証金
- ア 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- イ 契約保証金の納付方法等は、滝川市規則の準用に関する規則（平成22年中・北空知廃棄物処理広域連合規則第5号）により準用する滝川市財務規則（昭和55年滝川市規則第34号）第149条、第150条及び第151条の定めるところによる。
- (3) 次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の納付を免除する。
- ア 広域連合を被保険者とする履行保証保険証券を出したとき。
- イ 過去2年間（令和3年4月1日以降）に、国（公団等を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結した実績が確認できる書類を出し、これらの契約がすべて誠実に履行され、かつ、当該契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

10 支払いの条件に関する事項

- (1) 前金払はしない。
- (2) 中間前金払はしない。
- (3) 部分払はしない。

11 議会の議決に関する事項

- ア 当該入札に係る契約は、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の議決を要しない。
- イ ~~当該入札に係る契約は、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の議決を要するため、落札者を決定した場合は仮契約書を締結し、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の議決を得たときは本契約を締結する。~~

12 その他

- (1) 入札参加資格者は、滝川市規則の準用に関する規則により準用する滝川市財務規則、広域連合長が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合、広域連合を構成する市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領等に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
- (4) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由にため、当該工事等の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。
なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書等の複写費用は入札参加資格者の負担とする。
- (5) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (6) その他入札に関し不明な点は、広域連合事務局に照会すること。（電話 0125-42-5389）